

# ○沖縄県企業局発注の建設工事に係る 施工体制確認型総合評価入札試行要領

〔平成20年2月19日  
企業総第 1686号〕

(趣旨)

**第1条** この要領は、沖縄県企業局が発注する建設工事において実施する総合評価方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式（以下「施工体制確認型」という。）に関し、必要な事項を定めるものとし、その試行に関しては、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(対象工事)

**第2条** この要領は、総合評価方式により請負契約を締結する建設工事を対象とする。

(評価の方法)

**第3条** 各用語の意義は各号によるものとする。

- (1) 基礎点 参加資格を得た者に与える点数（100点）
- (2) 評価点 総合評価方式の型式ごとに定められた点数
- (3) 得点 提出された技術資料により、各社の基礎技術力を数値化した値

$$(4) \text{ 加算点} = \frac{\text{各社の得点}}{\text{評価点} \times \text{設定総得点} \text{ (満点)}}$$

- (5) 施工体制評価点 品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性に対して与える点数
- (6) 見直し加算点 施工体制評価点の獲得割合に応じて次式により算出される点数

$$\text{見直し加算点} = \frac{\text{各社の施工体制評価点}}{\text{施工体制評価点の満点}}$$

- (7) 技術評価点 基礎点、見直し加算点及び施工体制評価点の合計点数
  - (8) 評価値 技術評価点を入札価格で除した値
- 2 施工体制評価点は、評価項目として、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定し、項目ごとに各15点を配点し満点は30点とする。
- 3 施工体制評価点が0点の場合は、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるとは認められないことから、基礎点の見直しを行い、基礎点を0点とする。
- (追加資料の提出)

**第4条** 入札参加者のうちその申込みに係る価格が予定価格の制限の範囲内かつ低入札調査基準価格を下回る者に対しては、次号のとおり追加資料の提出を求めるこことする。

ただし、競争参加資格審査を入札執行後に行う方式（以下、「事後審査型」という。）により入札を実施する場合は、申込みに係る価格が予定価格の制限の範囲内かつ低入札調査基準価格を下回る者のうち開札後に落札候補者と選定した者にのみ追加資料の提出を求めるこことし、以下各号においても同様の取扱いとする。

- (1) 特定調達契約以外の工事の入札については、低入札調査基準価格を下回りかつ失格基準価格以上で入札をしたすべての者について、開札後ヒアリングのための追加資料の提出を求めるこことする。
- (2) 特定調達契約の工事の入札については、入札調査基準価格を下回る入札をしたすべての者について、開札後ヒアリングのための追加資料の提出を求めるこことする。

2 追加資料は次の各号のとおり取り扱う。

- (1) 追加資料の作成等に要する費用は、入札者の負担とする。
- (2) 追加資料の返却及び公表は、原則として行わない。
- (3) 追加資料の提出後においては、追加資料に記載された内容の変更及び再提出を認めない。

（ヒアリングの実施）

**第5条 施工体制の評価**を行うため、次号のとおりヒアリングを実施する。

ただし、事後審査型により入札を実施する場合は、申込みに係る価格が予定価格の制限の範囲内かつ低入札調査基準価格を下回る者のうち開札後に落札候補者と選定した者にのみヒアリングを実施することとし、以下各号においても同様の取扱いとする。

- (1) 特定調達契約以外の工事については、予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するものとする。入札参加者の申込みに係る価格が低入札調査基準価格以上の場合は、ヒアリングを行わないことができる。
- (2) 特定調達契約の工事については、予定価格の制限の範囲内で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するものとする。入札参加者の申込みに係る価格が低入札調査価格以上の場合は、ヒアリングを行わないことができる。

（施工体制の評価の方法）

**第6条 施工体制の評価**は、入札書、ヒアリング、追加資料及び工事費内訳書等をもとに、どのような施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の確実な実現につながるのか審査を行い、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を評価項目毎に3段階で（優15点/可5点/不可0点）付与する。

（入札公告等に示す事項）

**第7条 施工体制確認型**を行う場合は、次号に掲げる事項を入札公告等に明示するものとする。

- (1) 施工体制確認型総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 施工体制評価点の評価項目、評価基準。
- (3) 施工体制確認型総合評価の方法及び落札者の決定方法。

- (4) 追加資料の提出を求めること及び提出期限、内容等。
  - (5) 追加資料の提出後においては、追加資料に記載された内容の変更及び再提出を認めないこと。
  - (6) ヒアリングを実施すること及び日時、場所等。
  - (7) 追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合等は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。
- (その他)

**第8条** この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。